

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和8年6月18日

南三陸町長 千葉 啓

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度南三陸町志津川地区まちづくりマスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託
- (2) 履行場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川地内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月21日まで
- (4) 業務概要 志津川地区まちづくりマスタープラン改定業務 一式
立地適正化計画策定業務 一式
- (5) 支払条件 令和8年度前金払、令和8年度出来高払、令和9年度前金払及び完成払の4回とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支店、営業所等である場合は、本社から委任を受けていること。）を有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設コンサルタント業（都市計画及び地方計画部門）の登録業者であること。
- (3) 令和5年度以降に地方公共団体発注による「市町村都市計画マスタープラン策定業務」又は「立地適正化計画策定業務」を元請けとして業務完了の実績を有すること。
- (4) 管理技術者及び照査技術者は、以下に定める要件を全て満たす者であること。
 - ア 都市計画に関する必要な知識や経験があり、技術士（都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。又は、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し登録証の交付を受けている者。
 - イ 令和5年度以降に「市町村都市計画マスタープラン策定業務」又は「立地適正化計画策定業務」に管理技術者又は照査技術者として従事した実績を有すること。
 - ウ 直接的な雇用関係にあること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に

規定する暴力団員等でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和8年6月18日（木）から同月26日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課（営繕係）

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和8年6月18日（木）から同年7月3日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課前閲覧所

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和8年7月1日（水）までに南三陸町建設課（営繕係）へ提出すること。

エ 回答

令和8年7月3日（金）から同月7日（火）までの午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月8日（水）午後2時30分

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（オについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設コンサルタント登録規程第2条第1項に係る登録内容が確認できる書類の写し

ウ 同種業務の履行実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

オ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

令和8年6月18日(木)から同月26日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町建設課(営繕係)

(3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

南三陸町競争入札参加心得(令和4年南三陸町告示第96号)に定めるところによる。

8 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町建設課営繕係 担当者 阿部

電 話 0226-46-1377 (建設課直通)

FAX 0226-46-5348